◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(稲葉昭宏君) 日程第8、議案第70号 松崎町介護保険条例の一部を改正する条例に ついての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(齋藤文彦君) 議案第70号は、松崎町介護保険条例の一部を改正する条例についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

(健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明)

○議長(稲葉昭宏君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番(福本栄一郎君) 先ほどの国民健康保険税条例で質問すればよかったんですけれども、今回の介護保険条例も同じような改正だということなんですが。そこで、この条文の第11条第2項中、「納期限前7日」を「納期限」に改めるということですけれども、この納期限というのは当然減免措置ですよね。ですけれども納期限前・・、要するに納税者に対する有利な方法・・、有利ということで私は解釈しているんですが、納期限前、今日が納期限ですから明日は納期が切れちゃうわけですよね。となりますと通知等も発行していますよね。そういった場合に事務的な、本当の関係でしょうけれども、いわゆる滞納という扱いになるんですか。

今日私が申請しましたと、減免してくださいと、既に納付書が今日が期限ですよと・・、明日が期限ですからね。そうなると書類手続きで、こちらが書類を審査して、適当であるかどうかということをやって判断を下すとずれてきます。そうなると、もう納期限が過ぎちゃっているから、あなたは滞納ですよということに・・、その辺の事務的な扱いです。その辺の考え方を教えてください。

- ○健康福祉課長(高木和彦君) 滞納の扱いにつきましては、納期限を過ぎてから2週間経ちますと督促状を発付します。そこの時点で滞納ということに規定されております。
- ○6番(福本栄一郎君) ということは、確認ですけれども、納期限が切れて2週間後に発送する。その間が事務手続きの期間と解釈してよろしいですね。それが1点と、じゃあ、滞納

ではありませんという解釈でいいわけですね。 2 週間までに役場から、あなたはいいですよ、減免しますよという回答が来るまでは納めなくても・・、滞納じゃないという解釈でいいですか。

- ○健康福祉課長(高木和彦君) それは督促状が出る2週間のあいだにということですか。そうじゃなくて、こちらについてはあくまでも納期限まで、例えば、12月28日が納期限でしたら、28日までに減免申請を出していただければ有効ですし、例えば、それが1月になった時に、これについては減免申請というのは納期限、この規定から過ぎているというふうに解釈しております。
- ○6番(福本栄一郎君) 具体的に言いますと12月28日が納期限、それまでで減免申請はいいわけですね。年が替わったらもう減免は受けられませんよね。わかりました。滞納ではその審査している納期限までに間に合えば、審査するあいだの2週間、督促状を発送するまでは、あなたは滞納者ではありませんということでいいわけですね、確認。

それともう1点。国民健康保険税については9期になったんですよね、1年間納期が。それは納期ごとでもいいですか。年度当初にやってしまうんですか。そうすれば年間を通じて・・、それとも納期ごとにやるのか。お金が・・、例えば資金が余裕が出てくれば、私は払いますよといった場合は、その時点はその時点で結構ですけれども、年度当初にやっておけば年間・・、あるいは次の年度もずっと適用になるということですか。その辺を教えてください。

- ○窓口税務課長(山本稲一君) これは国保じゃないですけれども、普通の税の方の関係になりますけれども、普通の税の方の関係につきましては、賦課期日が決まっておりますので、最初の納期という考えで運用させていただいております。
- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑がないようありますので質疑を終結したいと思いますが、これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

- ○1番(伴 高志君) この改正案ですけれども、これも個人番号法に関連するものですので、 部分的ではありますけれども反対を表明します。
- ○議長(稲葉昭宏君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号 松崎町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時55分)